

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年3月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200766号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300176号

第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については22万円から28万円とする。

平成30年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月1日から令和元年9月1日まで

B社(厚生年金保険の適用事業所は、A社)に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(28万円)及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(28万円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出(令和3年10月1日受付)しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金

事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300130号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300178号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成30年5月1日から令和元年7月1日までの期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。
平成30年5月1日から令和元年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成30年5月1日から令和元年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における平成30年9月1日から令和元年11月1日までの期間の標準報酬月額を、平成30年9月から令和元年8月までは20万円から26万円、同年9月及び同年10月は22万円から28万円にすることが必要である。
平成30年9月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間(令和元年11月1日から同年12月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年5月1日から令和元年12月1日まで

A社に派遣社員として勤務していた期間のうち、請求期間の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

給与明細書等を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与明細書(以下「給与明細書」という。)及びA社の事業主から提出された賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は、請求期間のうち平成30年5月

1日から令和元年7月1日までの期間について、標準報酬月額22万円から28万円に見合う報酬月額が支給され、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に見合う報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）、本来の報酬月額が確認できない場合は、報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における平成30年5月から令和元年6月までの標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を納付したか不明であると回答しているものの、請求者の資格喪失年月日を平成30年5月1日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「喪失届」という。）を年金事務所に対し提出（令和4年7月5日受付）しており、年金事務所は、遡及する喪失届が提出された場合は、過誤納となった厚生年金保険料を、喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）こととなる、その結果、年金事務所は、請求者の平成30年5月1日から令和元年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、令和元年7月1日から同年12月1日までの期間については、事業主は、賃金台帳等、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有しておらず、請求者も当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を保有していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、請求者の令和元年7月1日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、令和元年7月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成30年9月1日から令和元年11月1日までの期間について、給与明細書及び賃金台帳により、請求者の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成30年9月から令和元年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は28万円）は、上記1の訂正後の標準報酬月額（平成30年9月から令和元年6月までは20万円）又はオンライン記録の標準報酬月額（平成30年9月から令和元年8月までは20万円、同年9月及び同年10月は22万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち平成30年9月1日から令和元年11月1日までの期間に係る標準

報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額から、平成30年9月から令和元年8月までの標準報酬月額を26万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を28万円に訂正することが妥当である。

なお、平成30年9月から令和元年10月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300465号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300177号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月1日から同年10月1日まで

A社に事業主として勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低額に記録されている。請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を確認したが、「健康保険被保険者証の番号」欄及び「被保険者の氏名」欄は、当時社会保険の手続を任せていた職員が記入したものではないと思う。女性職員のうちの一人について、標準報酬月額を引き下げたと記憶しているが、自分の標準報酬月額を引き下げようという状況ではなかった。必ず、社会保険事務所(当時)には納付状況を確認できる資料があるはずなので、調査の上、年金記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成19年7月の随時改定により、それまでの20万円から15万円に引き下げられているところ、当該標準報酬月額は、請求者から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(平成19年8月29日処理。以下「変更届」という。)に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額及び決定後の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、請求者は、変更届における自身の健保証番号欄及び氏名欄の筆跡から、A社の職員が記入したものではない旨主張しているが、同届には、事業所名称や事業主氏名等が記入され、事業主印も確認できる。

また、変更届に先立ち届出されていた健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(平成19年8月16日処理。以下「算定届」という。)において、請求者の適用年月欄に印字されていた「19年9月」に事業主印を押した上で「19年7月」と訂正して提出していることが確認できることから、日本年金機構は、算定届を用いて平成19年7月に請求者に係る随時改定が行われるようA社が届出を行ったものの、届書の様式を誤ったために、改めて変更届を

提出したと思われる旨回答している。

さらに、請求者は、女性職員の標準報酬月額を 15 万円に引き下げたと記憶している旨主張しているものの、請求期間における A 社の厚生年金保険被保険者は請求者のみであることから、社会保険事務所が、他の被保険者の随時改定を請求者のものとして記録したとは考え難い。

加えて、請求者は、賃金台帳や給与明細書等の資料を保有していない旨回答しており、請求者の請求期間における報酬額や厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、日本年金機構は、納付記録については債権完結から 10 年でデータを削除していることから、請求期間の納付記録は復旧できない旨回答しており、A 社が請求期間に納付した社会保険料額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。